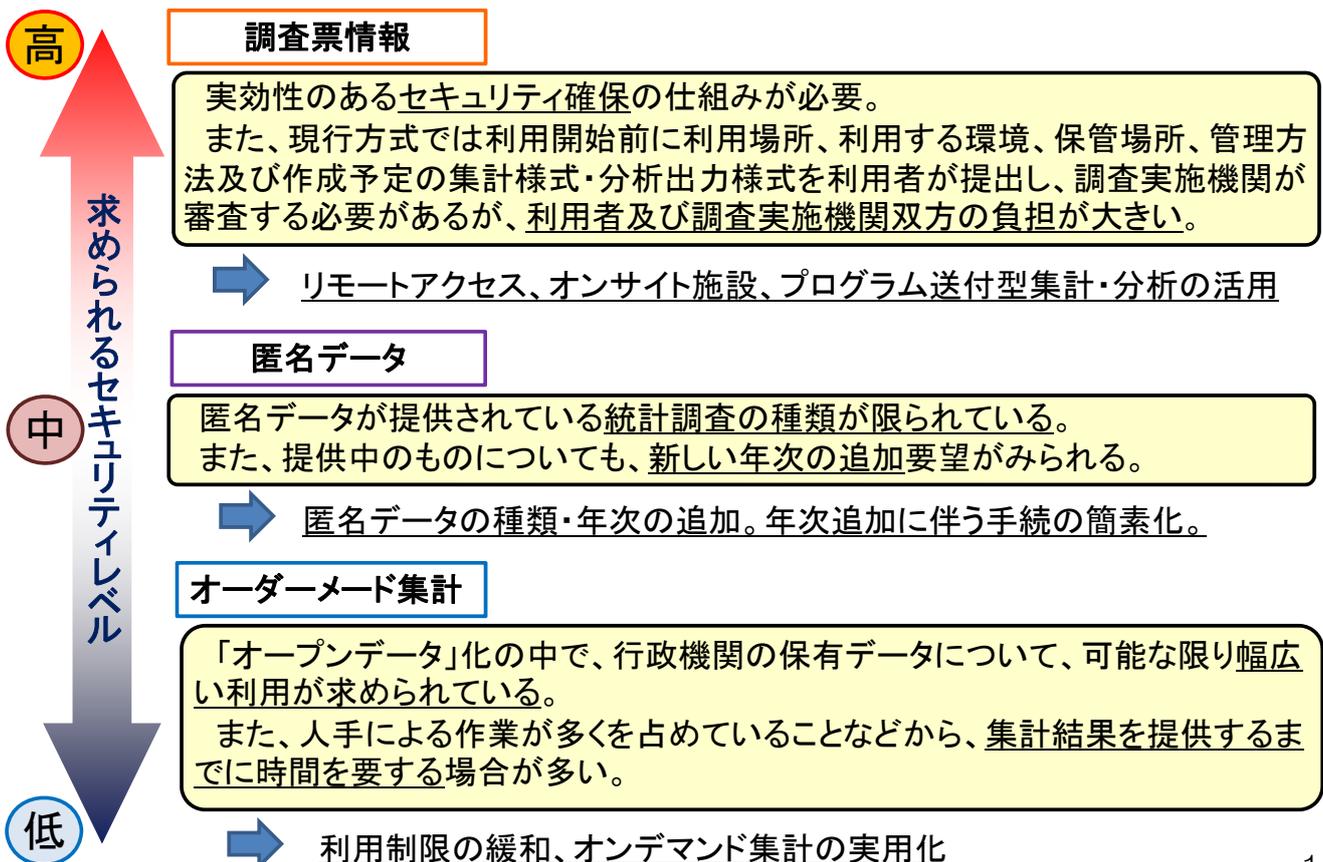


平成26年 12月18日

総務省 政策統括官(統計基準担当)

「統計データの二次的利用」の今後の取組 (全体像・イメージ)

1. 利用形態ごとの特性に応じた今後の取組の方向性



2. 主な論点・課題

● 調査票情報の提供

- ・リモートアクセス、オンサイト利用及びプログラム送付型集計・分析の役割分担(諸外国の事例も参考し、「リモートアクセスを活用したオンサイト利用」を主な利用方法とし、プログラム送付型集計・分析はそれを補完するものとして検討)

 本日の議題②

● 匿名データ

- ・年次追加(調査項目や回答分布の変化等)に伴う効率的な匿名データの作成方法・手続
 内閣府(統計委員会)等と検討
- ・利用手続(本人確認手続など)の簡素化  今後、省令・ガイドライン等を改正予定

● オーダーメイド集計

- ・諸外国の事例も参考とした利用条件の緩和

 本日の議題①

- ・利用手続(本人確認手続など)の簡素化  今後、省令・ガイドライン等を改正予定
- ・オンデマンド集計における、安全性(調査客体の匿名性)確保とニーズへの対応の両立
 引き続き、(独)統計センターにおいて技術的検証を実施

2

● 統計データ・アーカイブ(仮称)

- ・「調査票情報等の提供及び活用の促進の基礎」となるための窓口機能、研究助言機能、秘匿審査機能等の在り方

 「リモートアクセスを活用したオンサイト利用」の検討の進展を踏まえ、具体化
(オーダーメイド集計や匿名データの在り方とも関係)

● その他(指定委託法人の検討)

- ・統計法附則第17条に基づく本則第37条の見直しの検討

 本日の議題③ (※検討結果の報告)

3